

令和7年度 船橋市立宮本中学校「学校いじめ防止基本方針」

令和7年5月

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的又は物理的な攻撃（インターネットを通じて行われるものを含む）を受けたことにより、心身の苦痛を感じているものである。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(学校及び職員の認識)

いじめは、どの児童生徒にもどの学校でも起こりうる卑怯な行為であり、人間として絶対に許されない事である。いじめは、特定の教職員が抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応する。また、教職員等の不適切な認識や言動が、いじめの発生を許し深刻化を招く事態になりかねない事も全職員に徹底する。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの防止

- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等を通じた人間関係の構築を図る。
- ・生徒会本部や各委員会による、いじめ防止運動等の活動に対する支援を行う。
- ・直接いじめに関与していない児童生徒、いわゆる「観衆」「傍観者」に対する指導と法教育の視点からの責任などについての指導を行う。

② いじめの早期発見のための措置

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対して記名式の定期的ないじめ調査を年5回実施する。実施にあたっては、落ち着いた状態の中で実施させ、相談や私語は厳禁とし、提出時は周りに見えないような配慮をする。
- ・平素から休み時間や放課後の雑談の中で相談しやすい雰囲気を作るとともに、生活ノート等、教師と生徒間で行われている日記を活用する。
- ・生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう教育相談やスクールカウンセラーなどの相談体制の整備を行う。

③ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

④ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、生徒向けと保護者向けに、専門家による研修、講演会を年間計画に位置づける。

(2) いじめ防止等に関する措置

① 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

- ・ いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。
- ＜構成員＞ 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、SC、学年主任、学年生徒指導担当、当該担当教員
- ＜活動＞ 年間2回の教育相談・年5回のいじめ調査の実施計画と結果の分析。いじめ情報等の通報の窓口及び情報収集と記録、共有。また関係のある生徒への事実関係の聴取、指導支援方針、体制、対応の決定と保護者との連携。
- ＜開催＞ 月1～2回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

② いじめに対する措置

- ・ いじめに係る相談を受けた場合は、情報を共有し、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ・ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・ いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有し解決に向けた指導を行う。
- ・ いじめが犯罪行為として扱われるべきものと認められる時は、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
- ・ いじめが原因で他校とのトラブルに発展した場合は、生徒指導主事を中心に関係機関を交えた対策を講じる。
- ・ いじめの加害、被害という関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたりおもしろがったりする生徒や、周辺で暗黙の了解を与える「傍観者」となっている生徒には、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、船橋市教育委員会及び、他関係機関、所轄警察署に報告すると同時に、相互に連携しながら対処する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための関係生徒からの調査を実施する。調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。その際、いじめられた生徒や情報提供を行った生徒を守ることを最優先とする。
- ④ いじめられた生徒からの調査が不可能な場合は、保護者の要望や意見を十分に聴取し今後の調査について協議する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ・ いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ・ いじめの再発を防止するための取組に関すること。

3 年間計画

- ・ 毎週、木曜日に主任会にていじめ防止対策についての会議を実施
(校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、特別支援コーディネーター、学年主任)
- ・ 毎週、金曜日に生活部会にていじめ防止対策についての会議を実施
(校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、SC、学年生活担当、不登校支援担当)

前 期		後 期	
4 月	・ 「学校いじめ防止基本方針」についての職員研修 ・ 生徒集会やホームページでの「学校いじめ防止基本方針」の周知 ・ 学級懇談会を実施し、いじめの早期発見 ・ 集会において、SOS の出し方の指導	10月	・ いじめ調査の実施 ・ 合唱祭に向けた指導
5 月	・ 修学旅行や校外学習に向けた指導 ・ 教育相談期間において、いじめの早期発見	11月	・ 三者面談や教育相談期間を通して、いじめの把握と早期発見
6 月	・ いじめ調査の実施 ・ 人権問題の題材について道徳授業で取り扱う	12月	・ いじめ調査の実施 ・ 個人面談を通して、いじめの把握と早期発見 ・ 集会において、ネットトラブルの現状と防止について情報モラルの学習 ・ 集会において、SOS の出し方の指導
7 月	・ いじめ調査の実施 ・ 三者面談や保護者会を通して、いじめの把握と早期発見 ・ 集会において、ネットトラブルの現状と防止について情報モラルの学習 ・ 集会において、SOS の出し方の指導	1 月	・ 冬季休業明けの生徒の様子把握
8 月	・ 部活動における生徒の様子把握	2 月	・ 卒業、進級に向けた生徒の様子把握 ・ いじめ調査の実施
9 月	・ 夏季休業明けの生徒の様子把握 ・ 運動会に向けた指導	3 月	・ 「いじめ防止対策委員会」で年度のまとめをし、次年度に向けた改善を行う